

倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第7号

倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和49年倉吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駅周辺駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務 <u>(第16条の2第1項の措置を除く。)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(自転車等の放置に対する措置)</u></p> <p><u>第16条の2 市長は、駅周辺駐車場に自転車等（身体障害者用の車いすを除く。以下この条において同じ。）が放置され、これにより駅周辺駐車場の機能が低下していると認めるときは、当該自転車等の撤去、処分、その所有者又は利用者への指導その他の必要な措置を講じることができる。</u></p> <p><u>2 前項の措置については、倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例（令和4年倉吉市条例第 号）第3条から第5条までの規定を準用する。</u></p>	<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駅周辺駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第16条 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。